

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	324,037	663,284	504,651	804,255	307,983
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,225	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		330,262	663,284	504,651	804,255	307,983
標準財政規模		9,023,856	9,000,882	9,228,813	9,232,639	8,920,118
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.65%)	(7.36%)	(5.46%)	(8.71%)	(3.45%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	41,682	78,501	128,512	79,076	92,561
	後期高齢者医療特別会計	14,598	17,307	16,828	17,899	21,513
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	-	0
合 計 (2)		56,280	95,808	145,340	96,975	114,084
資金不足・剰余額						
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	那珂川町下水道事業会計	706,001	760,074	797,596	828,627	800,330
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合 計 (2)		1,092,543	1,519,166	1,447,587	1,729,857	1,222,387
標準財政規模		9,023,856	9,000,882	9,228,813	9,232,639	8,920,118
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(12.10%)	(16.87%)	(15.68%)	(18.73%)	(13.70%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		実質収支額				
会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	389,995	285,217	482,297	444,052	331,257
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		389,995	285,217	482,297	444,052	331,257
標準財政規模		7,052,617	7,010,053	7,081,858	6,981,727	6,932,805
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.52%)	(4.06%)	(6.81%)	(6.36%)	(4.77%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 115,194	▲ 147,163	▲ 128,268	▲ 11,721	▲ 8,412
	宇美町後期高齢者医療特別会計	11,288	12,819	13,454	17,168	23,792
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	宇美町上水道事業会計	393,858	353,026	412,004	401,369	466,674
	宇美町流域関連公共下水道事業会計	—	—	—	69,279	48,182
法非適用企業	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	18,905	17,139	65,991	—	—
合 計 (2)		698,852	521,038	845,478	920,147	861,493
標準財政規模		7,052,617	7,010,053	7,081,858	6,981,727	6,932,805
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.90%)	(7.43%)	(11.93%)	(13.17%)	(12.42%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	319,856	319,708	382,336	230,514	123,124
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		319,856	319,708	382,336	230,514	123,124
標準財政規模		6,462,007	6,420,556	6,332,417	6,133,520	5,931,075
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.94%)	(4.97%)	(6.03%)	(3.75%)	(2.07%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 152,623	▲ 84,846	▲ 149,612	▲ 124,569	▲ 141,116
	後期高齢者医療特別会計	1,300	1,015	5,786	2,400	3,845
資金不足・剰余額		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	水道事業会計	693,888	648,134	579,161	527,971	546,189
	流域関連公共下水道事業会計	—	135,828	135,028	116,062	136,202
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	150,693	—	—	—	—
	宅地造成事業以外					
	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	—	—	—	0	0
	宅地造成事業					
合 計 (2)		1,013,114	1,019,839	952,699	752,378	668,244
標準財政規模		6,462,007	6,420,556	6,332,417	6,133,520	5,931,075
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(15.67%)	(15.88%)	(15.04%)	(12.26%)	(11.26%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一 般 会 計	509,245	491,500	565,525	434,261	493,951
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,730	13,385	13,076	12,640	12,543
		公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
	合 計 (1)		522,975	504,885	578,601	446,901	506,494
標準財政規模		7,933,504	8,005,996	8,275,277	8,384,002	8,509,936	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(6.59%)	(6.30%)	(6.99%)	(5.33%)	(5.95%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険特別会計	▲ 179,854	▲ 33,792	▲ 37,335	▲ 96,193	▲ 76,910
		後期高齢者医療特別会計	20,495	23,881	23,315	23,966	25,074

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	2,316,962	2,252,590	1,950,561	1,872,364	1,868,052
		流域関連公共下水道事業会計	389,272	460,011	543,973	610,867	655,027
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			3,069,850	3,207,575	3,059,115	2,857,905	2,977,737
標準財政規模			7,933,504	8,005,996	8,275,277	8,384,002	8,509,936
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(38.69%)	(40.06%)	(36.96%)	(34.08%)	(34.99%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計		257,161	321,122	229,310	259,298	339,664
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		257,161	321,122	229,310	259,298	339,664
標準財政規模		5,360,113	5,402,597	5,471,405	5,508,646	5,535,790
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.79%)	(5.94%)	(4.19%)	(4.70%)	(6.13%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	4,449	4,467	6,411	4,655	5,417
	後期高齢者医療特別会計	13,010	13,081	13,231	14,418	15,839
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	水道事業会計	271,091	305,423	317,351	354,831	427,802
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	6,963	6,751	6,661	6,875	12,632
	農業集落排水事業特別会計	5,802	3,194	3,891	3,418	2,980
法非適用企業	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
合 計 (2)		558,476	654,038	576,855	643,495	804,334
標準財政規模		5,360,113	5,402,597	5,471,405	5,508,646	5,535,790
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(10.41%)	(12.10%)	(10.54%)	(11.68%)	(14.52%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額						
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
一 般 会 計 等	一般会計		275,719	387,875	285,432	334,756	346,659		
	一般会計 等に属する特別会 計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9	8	8	6	110		
		相島診療所事業特別会計	3,042	5,854	1,970	2,475	1,459		
合 計（1）			278,770	393,737	287,410	337,237	348,228		
標準財政規模			5,603,802	5,714,097	6,014,412	6,153,193	6,218,156		
実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－		
（黒字の比率（％））			(4.97%)	(6.89%)	(4.77%)	(5.48%)	(5.60%)		
会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		74,482	21,737	28,501	14,128	8,323		
	後期高齢者医療特別会計		12,896	8,993	1,297	2,655	3,114		
資金不足・剰余額			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
会計名（公営企業会計）			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	620,554	682,359	1,013,608	1,002,314	986,758		
	宅 地 造 成 事 業								
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	簡易水道事業特別会計	746	734	677	680	482		
		渡船事業特別会計	4,036	11,757	16,878	2,218	22,280		
		公共下水道事業特別会計	45,869	55,464	108,508	65,122	150,699		
		相島漁業集落環境整備事業特別会計	1,103	601	582	634	711		
	宅 地 造 成 事 業								
合 計（2）			1,038,456	1,175,382	1,457,461	1,424,988	1,520,595		
標準財政規模			5,603,802	5,714,097	6,014,412	6,153,193	6,218,156		
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－		
（黒字の比率（％））			(18.53%)	(20.56%)	(24.23%)	(23.15%)	(24.45%)		

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	152,885	182,275	216,777	468,190	513,975
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		152,885	182,275	216,777	468,190	513,975
標準財政規模		2,743,134	2,735,332	2,792,301	2,792,718	2,893,810
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.57%)	(6.66%)	(7.76%)	(16.76%)	(17.76%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	54,020	53,341	47,518	32,904	4,637
	後期高齢者医療特別会計	4,404	4,763	5,525	5,017	5,708
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	水道事業会計	319,557	334,983	357,859	388,057	443,063
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	13,280	6,007	8,434	6,859	14,138
	宅地造成事業以外					
	草場地区再開発事業特別会計	—	—	—	1,030	1,777
	宅地造成事業					
合 計 (2)		544,146	581,369	636,113	902,057	983,298
標準財政規模		2,743,134	2,735,332	2,792,301	2,792,718	2,893,810
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(19.83%)	(21.25%)	(22.78%)	(32.30%)	(33.97%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	746,973	851,623	932,439	530,647	473,731
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	51	433	601	423	710
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		747,024	852,056	933,040	531,070	474,441
標準財政規模		8,201,164	8,221,633	8,416,685	8,534,584	8,566,967
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.10%)	(10.36%)	(11.08%)	(6.22%)	(5.53%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 216,399	▲ 1,986	47,366	10,268	14,074
	後期高齢者医療特別会計	23,572	26,670	27,072	27,820	26,945
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	27,520	64,101	54,371	68,470	80,063
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	1,522	1,166	1,507	1,583	634
合 計 (2)		2,231,526	2,631,063	2,770,690	2,394,614	2,580,252
標準財政規模		8,201,164	8,221,633	8,416,685	8,534,584	8,566,967
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(27.20%)	(32.00%)	(32.91%)	(28.05%)	(30.11%)

会 計 名 (公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	水道事業会計	1,212,721	1,195,285	1,157,176	1,160,427	1,348,568
	流域関連公共下水道事業会計	435,566	493,771	550,158	594,976	635,527
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	201,839	208,302	253,510	178,642	190,003
		給食センター特別会計	3,009	2,084	2,040	1,966	2,053
		地方独立行政法人芦屋中央病院買付金特別会計	—	—	0	0	0
	合 計 (1)		204,848	210,386	255,550	180,608	192,056
標準財政規模		3,687,346	3,617,221	3,723,178	3,660,084	3,673,989	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(5.55%)	(5.81%)	(6.86%)	(4.93%)	(5.22%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険特別会計	71,880	70,918	74,434	83,860	93,281
		後期高齢者医療特別会計	5,339	6,265	6,752	5,679	6,628
		訪問看護特別会計	9,936	12,899	—	—	—

会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業会計	420,695	436,173	418,670	479,027	512,325
		病院事業会計	3,162,087	3,239,609	—	—	—
		モーターボート競走事業会計	3,654,799	3,552,240	5,261,050	7,164,106	9,920,966
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	国民宿舎特別会計	3,744	8,340	2,174	5,342	267
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			7,533,328	7,536,830	6,018,630	7,918,622	10,725,523
標準財政規模			3,687,346	3,617,221	3,723,178	3,660,084	3,673,989
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(204.30%)	(208.35%)	(161.65%)	(216.35%)	(291.93%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一般会計		423,616	253,362	355,430	282,956	386,337
	一般会計 等に属す る特別会 計	地域下水道事業特別会計	10,360	9,285	58	0	-
	合 計 (1)		433,976	262,647	355,488	282,956	386,337
標準財政規模		5,683,472	5,681,069	5,782,181	5,758,676	5,754,469	
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(7.63%)	(4.62%)	(6.14%)	(4.91%)	(6.71%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計		69,984	39,411	26,316	37,972	39,104
	後期高齢者医療特別会計		2,336	1,223	3,293	5,746	9,173

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	公共下水道事業会計	-	-	-	-	128,088
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	公共下水道事業特別会計	8,432	16,900	20,402	28,738	-
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			514,728	320,181	405,499	355,412	562,702
標準財政規模			5,683,472	5,681,069	5,782,181	5,758,676	5,754,469
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(9.05%)	(5.63%)	(7.01%)	(6.17%)	(9.77%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	295,287	275,817	424,208	277,367	340,364
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,215	2,491	2,824	3,067	3,338
	合 計 (1)		297,502	278,308	427,032	280,434	343,702
標準財政規模		6,140,695	6,156,881	6,207,742	6,232,841	6,251,014	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(4.84%)	(4.52%)	(6.87%)	(4.49%)	(5.49%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業特別会計	▲ 26,752	28,527	▲ 45,312	▲ 90,506	▲ 156,677
		後期高齢者医療特別会計	13,616	13,812	11,458	12,461	14,103

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	526,741	485,967	477,128	461,477	432,543
		下水道事業会計	330,194	359,646	407,045	378,973	276,052
宅 地 造 成 事 業							
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			1,141,301	1,166,260	1,277,351	1,042,839	909,723
標準財政規模			6,140,695	6,156,881	6,207,742	6,232,841	6,251,014
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(18.58%)	(18.94%)	(20.57%)	(16.73%)	(14.55%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一般会計		184,512	213,185	186,543	136,121	199,684
	一般会計 等に属す る特別会 計	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	466	743	560	236	362
		遠賀霊園事業特別会計	4,035	5,544	2,617	9,554	7,075
		遠賀町給食事業特別会計	101	100	26	102	19
		地域下水道事業特別会計	7,477	5,725	4,883	3,671	1,861
		遠賀町土地取得会計	2	2	4	1,859	256
	合 計 (1)		196,593	225,299	194,633	151,543	209,257
	標準財政規模		3,975,625	3,972,233	4,100,338	4,074,572	4,100,473
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(4.94%)	(5.67%)	(4.74%)	(3.71%)	(5.10%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業特別会計	42,146	45,764	50,939	63,056	75,342
		後期高齢者医療特別会計	1,635	5,244	5,808	4,151	7,157

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	農業集落排水事業特別会計	2,159	3,614	2,674	2,302	3,105
		公共下水道事業特別会計	15,091	15,044	11,491	9,326	11,936
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			257,624	294,965	265,545	230,378	306,797
標準財政規模			3,975,625	3,972,233	4,100,338	4,074,572	4,100,473
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(6.48%)	(7.42%)	(6.47%)	(5.65%)	(7.48%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	66,144	65,340	185,069	265,140	118,244
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		66,144	65,340	185,069	265,140	118,244
標準財政規模		2,695,258	2,652,989	2,754,861	2,724,422	2,692,127
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.45%)	(2.46%)	(6.71%)	(9.73%)	(4.39%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	11,305	2,685	▲ 5,523	13,738	43,447
	小竹町後期高齢者医療特別会計	333	335	477	229	292
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	小竹町立病院事業特別会計	▲ 86,075	▲ 65,118	▲ 105,247	▲ 148,173	▲ 162,210
	小竹町水道事業特別会計	110,444	111,668	123,659	135,098	135,248
法非適用企業	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (2)		102,151	114,910	198,435	266,032	135,021
標準財政規模		2,695,258	2,652,989	2,754,861	2,724,422	2,692,127
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.79%)	(4.33%)	(7.20%)	(9.76%)	(5.01%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一般会計		126,607	48,610	91,101	94,151	96,205
	一般会計 等に属する 特別会計	住宅新築資金等特別会計	0	0	0	0	0
		鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	5	6	5	6	4
		鞍手町谷山池バイパスライン水利施設維持管理運営費特別会計	4	4	3	4	5
		鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	10	23,493	0	-	-
		地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	0
	合 計（1）		126,626	72,113	91,109	94,161	96,214
標準財政規模		4,439,707	4,355,378	4,487,823	4,436,600	4,482,600	
実質赤字比率（％）		－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））		(2.85%)	(1.65%)	(2.03%)	(2.12%)	(2.14%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計		▲ 193,645	▲ 145,519	▲ 103,272	▲ 112,398	74,276
	後期高齢者医療特別会計		742	801	1,002	1,428	1,585
資金不足・剰余額			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会計名（公営企業会計）			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	鞍手町水道事業会計	442,575	465,092	469,874	470,410	440,991
宅 地 造 成 事 業							
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	89	76	94	97	93
	宅 地 造 成 事 業						
		鞍手町中山西区用地造成事業特別会計	0	-	-	-	-
合 計（2）			376,387	392,563	458,807	453,698	613,159
標準財政規模			4,439,707	4,355,378	4,487,823	4,436,600	4,482,600
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(8.47%)	(9.01%)	(10.22%)	(10.22%)	(13.67%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	212,652	200,617	181,564	163,381	185,952
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	600	585	432	1,721	699
		土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	合 計 (1)		213,252	201,202	181,996	165,102	186,651
標準財政規模		3,298,852	3,279,620	3,366,895	3,258,992	3,281,421	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(6.46%)	(6.13%)	(5.40%)	(5.06%)	(5.68%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険特別会計	▲ 14,065	▲ 84,041	▲ 95,610	▲ 73,765	▲ 7,951
		後期高齢者医療特別会計	1,763	1,646	1,738	1,718	1,831

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	296,416	340,859	370,249	408,420	454,657
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			497,366	459,666	458,373	501,475	635,188
標準財政規模			3,298,852	3,279,620	3,366,895	3,258,992	3,281,421
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(15.07%)	(14.01%)	(13.61%)	(15.38%)	(19.35%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	259,188	308,794	250,619	223,958	224,960
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,265	7,458	8,015	13,378	14,430
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		265,453	316,252	258,634	237,336	239,390
標準財政規模		7,749,256	7,591,022	7,650,351	7,422,823	7,414,797
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.42%)	(4.16%)	(3.38%)	(3.19%)	(3.22%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 104,082	▲ 175,481	▲ 248,412	▲ 102,524	▲ 19,018
	後期高齢者医療特別会計	6,126	7,133	8,339	4,834	2,674
資金不足・剰余額		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	水道事業会計	209,356	294,384	341,633	381,922	430,346
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	2,150	1,376	2,039	2,195	87,962
	農業集落排水事業特別会計	1,277	1,295	1,174	1,101	6,858
	宅地造成事業以外					
	工業用地造成事業特別会計	518	209	2,074	3,397	5,011
	宅地造成事業					
合 計 (2)		380,798	445,168	365,481	528,261	753,223
標準財政規模		7,749,256	7,591,022	7,650,351	7,422,823	7,414,797
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.91%)	(5.86%)	(4.77%)	(7.11%)	(10.15%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	208,850	117,392	160,680	123,948	98,782
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		208,850	117,392	160,680	123,948	98,782
標準財政規模		1,539,185	1,520,311	1,578,881	1,472,682	1,367,833
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(13.56%)	(7.72%)	(10.17%)	(8.41%)	(7.22%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	100	243	28	5,862	68
	後期高齢者医療	360	45	518	322	424
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業	1,363	4,073	12,282	2,176	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		210,673	121,753	173,508	132,308	99,274
標準財政規模		1,539,185	1,520,311	1,578,881	1,472,682	1,367,833
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(13.68%)	(8.00%)	(10.98%)	(8.98%)	(7.25%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一般会計		373,229	391,756	378,574	441,178	421,452
	一般会計 等に属す る特別会 計	土地取得会計	4,195	4,194	4,240	4,402	4,392
	合 計 (1)		377,424	395,950	382,814	445,580	425,844
標準財政規模		3,866,311	3,769,137	3,795,754	3,752,132	3,771,742	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(9.76%)	(10.50%)	(10.08%)	(11.87%)	(11.29%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		115,895	97,303	46,790	76,727	92,181
	後期高齢者医療保険特別会計		0	0	0	0	0

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅地造成 事業以外						
		宅地造成 事業					
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	大刀洗町下水道事業特別会計	0	2,934	1	0	0
	宅地造成 事業						

合 計 (2)			493,319	496,187	429,605	522,307	518,025
標準財政規模			3,866,311	3,769,137	3,795,754	3,752,132	3,771,742
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(12.75%)	(13.16%)	(11.31%)	(13.92%)	(13.73%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	208,220	176,344	186,520	151,424	163,365
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		208,220	176,344	186,520	151,424	163,365
標準財政規模		3,135,587	3,144,394	3,226,621	3,184,863	3,205,449
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.64%)	(5.60%)	(5.78%)	(4.75%)	(5.09%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	▲ 17,597	52,883	▲ 14,051	▲ 25,180	▲ 2,156
	大木町後期高齢者医療特別会計	8,556	5,932	5,580	5,739	5,767
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	大木町水道事業会計	740,260	771,722	802,362	853,696	897,217
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		939,439	1,006,881	980,411	985,679	1,064,193
標準財政規模		3,135,587	3,144,394	3,226,621	3,184,863	3,205,449
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(29.96%)	(32.02%)	(30.38%)	(30.94%)	(33.19%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	397,584	381,412	598,420	370,879	344,487
		住宅新築資金等貸付特別会計	2,272	369	1,142	1,549	374
		広川防災ダム管理特別会計	1,237	2,017	1,620	1,254	2,161
	合 計 (1)		401,093	383,798	601,182	373,682	347,022
標準財政規模		4,501,050	4,421,977	4,468,070	4,501,494	4,507,142	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(8.91%)	(8.67%)	(13.45%)	(8.30%)	(7.69%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		▲ 142,963	▲ 135,495	▲ 160,225	▲ 132,976	▲ 100,683
	後期高齢者医療特別会計		5,246	6,704	6,646	6,438	15,368

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	659,662	688,094	757,335	825,056	862,869
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業特別会計	24,057	40,604	33,362	44,862	53,291
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			947,095	983,705	1,238,300	1,117,062	1,177,867
標準財政規模			4,501,050	4,421,977	4,468,070	4,501,494	4,507,142
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(21.04%)	(22.24%)	(27.71%)	(24.81%)	(26.13%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一般会計		307,449	371,102	397,488	388,887	307,679
	一般会計 等に属す る特別会 計	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	6,869	0	0
	合 計 (1)		307,449	371,102	404,357	388,887	307,679
標準財政規模		3,130,446	3,162,136	3,229,030	3,168,222	3,144,409	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(9.82%)	(11.73%)	(12.52%)	(12.27%)	(9.78%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計		14,288	▲ 45,634	▲ 36,099	3,166	533
	後期高齢者医療特別会計		4,703	4,502	4,573	0	4,358

会計名 (公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	372,710	350,262	406,985	413,521	413,125
		工業用水道事業会計	49,120	44,336	39,674	35,015	30,301
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業						
	宅 地 造 成 事 業 以 外	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0

合 計 (2)			748,270	724,568	819,490	840,589	755,996
標準財政規模			3,130,446	3,162,136	3,229,030	3,168,222	3,144,409
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(23.90%)	(22.91%)	(25.37%)	(26.53%)	(24.04%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一般会計		126,476	130,305	107,142	141,644	29,272
	一般会計 等に属す る特別会 計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	168	85	115	251	183
		バス事業特別会計	238	227	337	254	263
	合 計 (1)		126,882	130,617	107,594	142,149	29,718
標準財政規模		3,776,836	3,758,137	3,875,490	3,739,254	3,613,821	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(3.35%)	(3.47%)	(2.77%)	(3.80%)	(0.82%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業勘定特別会計		▲ 35,411	▲ 116,502	▲ 76,984	▲ 112,099	14,512
	後期高齢者医療事業特別会計		909	1,456	926	739	778

会計名 (公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	380,340	398,628	409,892	396,235	383,011
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			472,720	414,199	441,428	427,024	428,019
標準財政規模			3,776,836	3,758,137	3,875,490	3,739,254	3,613,821
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(12.51%)	(11.02%)	(11.39%)	(11.42%)	(11.84%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会 計 名		実質収支額				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	443,339	569,705	551,589	607,433	324,356
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	34,390	42,992	44,136	53,949	68,670
	学校給食センター事業特別会計	3,697	697	152	121	122
合 計 (1)		481,426	613,394	595,877	661,503	393,148
標準財政規模		2,653,791	2,650,885	2,744,771	2,696,253	2,733,245
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(18.14%)	(23.13%)	(21.70%)	(24.53%)	(14.38%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 110,117	▲ 151,212	▲ 131,765	▲ 143,053	▲ 160,551
	後期高齢者医療事業特別会計	1,317	1,359	1,169	1,196	1,411

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会 計 名 (公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	上水道事業特別会計	476,837	492,363	496,657	495,655	585,346
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	101,952	43,688	▲ 14,986	▲ 103,978	49,007
法非適用企業	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
合 計 (2)		951,415	999,592	946,952	911,323	868,361
標準財政規模		2,653,791	2,650,885	2,744,771	2,696,253	2,733,245
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(35.85%)	(37.70%)	(34.50%)	(33.79%)	(31.77%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額					
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
一 般 会 計 等	一般会計		1,294,695	1,261,728	1,262,063	1,153,328	1,098,261	
	一般会計 等に属する特別会 計	学校給食センター特別会計	▲ 4,832	▲ 4,851	▲ 4,070	▲ 3,361	▲ 2,653	
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 581,862	▲ 570,619	▲ 561,389	▲ 553,950	▲ 544,812	
合 計（1）			708,001	686,258	696,604	596,017	550,796	
標準財政規模			4,653,204	4,648,657	4,852,711	4,813,910	4,892,192	
実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））			(15.21%)	(14.76%)	(14.35%)	(12.38%)	(11.25%)	

会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業勘定特別会計		▲ 701,764	▲ 668,137	▲ 608,854	▲ 565,570	▲ 540,086
	後期高齢者医療特別会計		2,622	2,684	3,006	3,151	3,046

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	71,496	65,212	59,681	59,072	57,227
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
	宅 地 造 成 事 業						

合 計（2）			80,355	86,017	150,437	92,670	70,983
標準財政規模			4,653,204	4,648,657	4,852,711	4,813,910	4,892,192
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(1.72%)	(1.85%)	(3.10%)	(1.92%)	(1.45%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	590,273	444,857	508,164	437,413	441,128
	し尿処理・じん芥処理・埋立処分施設建設事業特別会計	—	—	—	5	▲ 1,849
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		590,273	444,857	508,164	437,418	439,279
標準財政規模		2,267,020	2,249,770	2,352,372	2,294,611	2,331,258
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(26.03%)	(19.77%)	(21.60%)	(19.06%)	(18.84%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 91,297	▲ 104,401	▲ 125,753	▲ 62,095	▲ 27,336
	後期高齢者医療事業	3,021	2,709	2,288	3,370	1,213
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	水道事業会計	93,310	46,188	70,211	77,421	149,711
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		595,307	389,353	454,910	456,114	562,867
標準財政規模		2,267,020	2,249,770	2,352,372	2,294,611	2,331,258
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(26.25%)	(17.30%)	(19.33%)	(19.87%)	(24.14%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計	76,136	73,878	72,275	69,756	68,130
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 37,766	▲ 35,101	▲ 33,072	▲ 31,017	▲ 28,935
合 計 (1)		38,370	38,777	39,203	38,739	39,195
標準財政規模		1,391,447	1,401,570	1,463,637	1,433,561	1,412,096
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.75%)	(2.76%)	(2.67%)	(2.70%)	(2.77%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	0	0	0	0	17,633
	後期高齢者特別会計	136	123	268	82	125
会計名(公営企業会計)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	3,219	3,457	3,216	3,332	3,703
合 計 (2)		41,725	42,357	42,687	42,153	60,656
標準財政規模		1,391,447	1,401,570	1,463,637	1,433,561	1,412,096
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.99%)	(3.02%)	(2.91%)	(2.94%)	(4.29%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額						
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
一般会計等	一般会計		1,079,673	1,286,360	993,674	592,020	606,008		
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金貸付事業特別会計	18,423	21,833	21,294	11,459	9,084		
		公共用地先行取得事業特別会計	-	-	-	0	0		
合 計（1）			1,098,096	1,308,193	1,014,968	603,479	615,092		
標準財政規模			7,623,641	7,544,567	7,666,178	7,553,152	7,302,257		
実質赤字比率（％）			-	-	-	-	-		
（黒字の比率（％））			(14.40%)	(17.33%)	(13.23%)	(7.98%)	(8.42%)		
会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		▲ 1,074,540	▲ 1,292,201	▲ 369,551	▲ 141,511	▲ 120,632		
	後期高齢者医療特別会計		2,577	2,515	3,462	3,661	5,135		
	国民健康保険福智町立診療所特別会計		▲ 370,484	▲ 433,019	▲ 495,081	▲ 265,399	▲ 332,905		
			</						

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計		515,340	472,324	605,258	856,425	994,253
	一般会計等に属する特別会計	土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
		住宅新築資金等特別会計	1,473	1,242	1,110	5,420	3,185
		京都郡公平委員会特別会計	154	192	202	249	226
合 計 (1)			516,967	473,758	606,570	862,094	997,664
標準財政規模			8,613,540	8,170,755	8,432,756	8,422,693	8,917,362
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(6.00%)	(5.79%)	(7.19%)	(10.23%)	(11.18%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		▲ 71,941	▲ 243,896	0	▲ 237,690	▲ 289,563
	後期高齢者医療特別会計		2,975	9,990	7,438	10,407	4,734
	介護保険特別会計		2,961	41,892	90,171	100,442	105,656
	介護保険特別会計(介護サービス)		5,071	0	—	—	—

資金不足比率の算定範囲(会計別)

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,198,704	1,159,089	1,151,370	1,149,477	1,181,230
		下水道事業会計	231,949	253,069	239,260	216,886	228,498
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業	苅田臨空産業団地開発事業特別会計	338,713	235,954	233,422	232,587	274,690

合 計 (2)			2,225,399	1,929,856	2,328,231	2,334,203	2,502,909
標準財政規模			8,613,540	8,170,755	8,432,756	8,422,693	8,917,362
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(25.83%)	(23.61%)	(27.60%)	(27.71%)	(28.06%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	874,145	926,580	1,078,128	990,086	820,473
		住宅新築資金等事業特別会計	▲ 151,134	▲ 145,043	▲ 136,855	▲ 131,429	▲ 123,473
		土地取得特別会計	764	764	764	764	764
合 計 (1)			723,775	782,301	942,037	859,421	697,764
標準財政規模			6,918,789	6,813,990	6,938,424	6,822,121	6,719,915
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(10.46%)	(11.48%)	(13.57%)	(12.59%)	(10.38%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業特別会計	72,163	100,514	28,296	42,437	63,055
		後期高齢者医療特別会計	2,811	3,255	4,326	3,241	4,259
		介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	14,946	32,715	97,941	123,630	73,551
		介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）	6,231	4,133	2,410	2,254	0

会計名（公営企業会計）			資金不足・剰余額				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業特別会計	579,028	595,809	544,009	547,667	555,537
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	農業集落排水事業特別会計	271	382	1,500	131	28,789
		公共下水道事業特別会計	707	68	1,268	97	32,585
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			1,399,932	1,519,177	1,621,787	1,578,878	1,455,540
標準財政規模			6,918,789	6,813,990	6,938,424	6,822,121	6,719,915
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(20.23%)	(22.29%)	(23.37%)	(23.14%)	(21.66%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一般会計		273,371	166,605	250,987	222,015	210,257
	一般会計 等に属す る特別会 計	奨学金特別会計	5,253	5,097	2,608	3,071	5,116
	合 計 (1)		278,624	171,702	253,595	225,086	215,373
標準財政規模		1,985,827	1,991,524	2,072,419	2,062,463	2,051,031	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(14.03%)	(8.62%)	(12.23%)	(10.91%)	(10.50%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		60,953	63,064	105,510	132,396	102,647
	後期高齢者医療特別会計		2,193	2,570	2,533	2,238	2,492

会計名 (公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	185,662	155,472	134,706	140,656	148,305
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	公共下水道事業特別会計	9,690	9,960	6,529	10,788	12,827
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			537,122	402,768	502,873	511,164	481,644
標準財政規模			1,985,827	1,991,524	2,072,419	2,062,463	2,051,031
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(27.04%)	(20.22%)	(24.26%)	(24.78%)	(23.48%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一 般 会 計	300,458	387,951	254,345	243,678	105,929
		奨学資金特別会計	2,942	▲ 96,074	3,437	2,167	2,610
		住宅新築資金等特別会計	998	2,587	488	209	424
	合 計 (1)		304,398	294,464	258,270	246,054	108,963
標準財政規模		3,581,633	3,366,714	3,382,229	3,234,316	3,188,495	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(8.49%)	(8.74%)	(7.63%)	(7.60%)	(3.41%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		59,917	27,091	82,635	103,000	78,223
	後期高齢者医療特別会計		3,565	5,429	3,884	3,764	5,178

会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	農業集落排水事業特別会計	1,022	748	692	698	749
		簡易水道事業特別会計	1,168	1,284	870	1,191	1,036
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			370,070	329,016	346,351	354,707	194,149
標準財政規模			3,581,633	3,366,714	3,382,229	3,234,316	3,188,495
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(10.33%)	(9.77%)	(10.24%)	(10.96%)	(6.08%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額				
会 計 名			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等	一般会計		1,452,648	1,628,394	1,899,718	1,484,090	1,457,036
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 282,915	▲ 273,886	▲ 252,109	▲ 232,377	▲ 210,492
		奨学金貸付事業特別会計	2,403	1,131	1,296	201	1,179
		椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	29	0	50	50	50
		霊園事業特別会計	764	142	112	53	252
	合 計 (1)		1,172,929	1,355,781	1,649,067	1,252,017	1,248,025
	標準財政規模		6,037,096	5,918,295	5,933,146	5,854,748	5,775,918
	実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(19.42%)	(22.90%)	(27.79%)	(21.38%)	(21.60%)	

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険特別会計	▲ 83,634	▲ 105,305	▲ 125,900	▲ 121,988	108,867
		後期高齢者医療特別会計	8,995	11,847	11,078	10,253	9,646

資金不足比率の算定範囲(会計別)

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	158,315	190,714	182,238	424,937	210,452
		下水道事業会計	—	—	—	253,519	327,461
法非適用企業	宅地造成事業						
	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	7,027	14,679	44,523	—	—
		特定環境保全公共下水道事業特別会計	8,797	6,253	25,873	—	—
		農業集落排水事業特別会計	12,935	7,604	42,842	—	—
		公共下水道事業特別会計	4,355	5,124	23,014	—	—
宅地造成事業							

合 計 (2)			1,289,719	1,486,697	1,852,735	1,818,738	1,904,451
標準財政規模			6,037,096	5,918,295	5,933,146	5,854,748	5,775,918
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(21.36%)	(25.12%)	(31.22%)	(31.06%)	(32.97%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)